

## 高知県農地農業用施設災害復旧事業査定設計委託費等補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年3月高知県規則第7号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、高知県農地農業用施設災害復旧事業査定用設計委託費等補助金の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助目的及び補助対象事業)

第2条 県は、農地・農業用施設・海岸及び地すべり防止施設災害復旧事業査定設計委託費等補助金交付要綱（昭和53年3月3日付け53構改D第116号。以下「国要綱」という。）第1に規定する農村振興局長が認める災害に係るもので、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）が適用される災害復旧事業（以下「災害復旧事業」という。）を施行する市町村、土地改良区等（以下「補助事業者」という。）が農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行令（昭和25年政令第152号）第1条の4の規定による災害復旧事業計画概要書（以下「査定設計書」という。）作成のために要した調査、測量、試験又は設計に関する委託費及び請負費（契約書又は見積書をもって確認することができる場合に限る。以下「委託費等」という。）に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助事業の範囲)

第3条 補助事業の範囲は、補助事業者ごとに次の各号に掲げる要件のいずれかに該当する災害復旧事業に係る査定設計書の作成に要した委託費等で、次条により決定した額が国要綱第3の農村振興局長が定める金額以上となる場合とする。

- (1) 被害が激甚なことにより、災害復旧事業に対する補助率が農地にあつては0.5、農業用施設にあつては0.65を超えるもの
- (2) 補助率算定の基礎となる農地農業用施設災害復旧事業費（農林水産業施設災害復旧事業の暫定措置に関する法律施行令第3条により決定された事業費をいう。以下「決定事業費」という。）が、国要綱第2の(2)に規定する農村振興局長が定める金額以上のもの
- (3) 国要綱第2の(5)に規定する基準に該当する災害復旧事業

(補助対象経費及び補助率)

第4条 前条第1号又は第2号に該当する事業に係る補助対象経費は、1箇所ごとの決定事業費の額を次の各号に分類し、当該各号ごとに分類された決定事業費の合計額にそれぞれ当該各号に定める率を乗じて得た額を合計した額と委託費等の実支出額とのいずれか低い額とする。

- (1) 100万円以下の場合  
1000分の126
- (2) 100万円を超え500万円以下の場合  
1000分の90
- (3) 500万円を超え1,000万円以下の場合  
1000分の72

- (4) 1,000万円を超え3,000万円以下の場合  
1000分の54
  - (5) 3,000万円を超え10,000万円以下の場合  
1000分の36
  - (6) 10,000万円を超える場合  
1000分の18
- 2 前条第3号に該当する事業に係る補助対象経費は、補助対象となる委託費等の実支出額とする。
- 3 補助率は、前2項に規定する補助対象経費の10分の5以内とする。

(補助金の交付の申請)

第5条 規則第3条第1項の規定により補助金の交付の申請をしようとするときは、別記第1号様式による補助金交付申請書に關係書類を添えて知事に提出しなければならない。

- 2 補助事業者は、前項の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合は、この限りでない。

(補助金の交付の決定)

第6条 知事は、前条第1項の規定による申請が適当であると認めるときは、補助金の交付の決定をし、当該補助事業者に通知するものとする。ただし、当該申請をしたものが別表に掲げるいずれかに該当すると認めるときを除く。

(補助金の交付の決定の取消し)

第7条 知事は、補助事業者（間接補助事業者を含む。）が別表に掲げるいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(補助の条件)

第8条 補助事業者は、補助事業の実施に当たっては、別表に掲げるいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としないこと等の暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならない。

(補助事業の実績報告)

第9条 第5条第1項の補助金交付申請書の提出をもって、規則第11条に規定する実績報告に代えるものとする。

- 2 第5条第2項ただし書の規定により交付の申請をした補助事業者は、前項の

実績報告書を提出するに当たって同条第2項ただし書に規定する当該補助金に係る仕入れに係る消費税相当額が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

- 3 第5条第2項ただし書の規定により交付の申請をした補助事業者は、第1項の実績報告を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合は、その金額（前項の規定により減額した補助事業者にあつては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記第6号様式により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けて、これを返還しなければならない。

（申請書類等の経由機関）

第10条 この要綱に定める申請書類等を知事に提出するときは、全て当該補助事業者の住所地を管轄する農業振興センターを経由しなければならない。

（グリーン購入）

第11条 補助事業者は、事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

（情報の開示）

第12条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に基づく開示請求があつた場合には、同条例第6条第1項の規定による非公開項目以外の項目は、原則として開示を行うものとする。

附則

この要綱は、昭和56年3月23日から執行し、昭和55年度の補助金から適用する。

附則

この要綱は、平成11年3月17日から執行し、平成10年度の補助金から適用する。

附則

この要綱は、平成18年5月25日から執行する。

附則

この要綱は、平成24年2月29日から施行する。

別表（第6条、第8条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。